

「著作権教育」としての学習内容

法の中身を知る

「著作権教育」の学習のねらい

インターネットに関わる著作権法を知る >

- 著作権を侵害しているとは意識せず、何げなくインターネットのデータ等を使ってしまう行為が著作権に関わっていることを知る。
- インターネットを使って、著作物のデータを交換してはいけないことを理解して行動する。
- 共同著作物の存在を知る。

生徒の活動

- インターネットの特性を知り、インターネット上ならではの問題点を知る。
- 大勢で作る共同著作物があることを知る。
- デジタルデータでも保護する技術があることを知る。

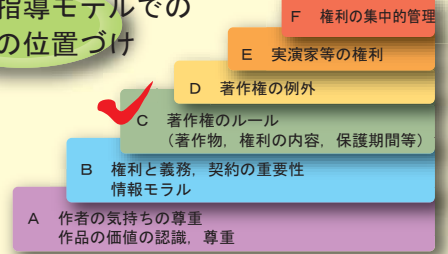
「著作権教育」の指導のポイント

- データのコピーや公開が重大な著作権に関わる問題を含むことを理解させる。
- 著作権に関わる安易な行動について、自己チェックを行わせる。
- 著作権侵害に留意しすぎて、悪いことばかりを考えるのではなく、共同で作り上げていく作品もあることを知らせる。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 安易なデジタルコピーや、その配布をしない態度を身につけさせる。
- デジタルコンテンツをデータとして見るのではなく、作品として見る習慣を身につけさせる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

インターネットに関わる著作権法について、次のポイントを話し合う。

- インターネット上に一度出してしまったものは簡単にコピーされ、広まってしまえば回収することも消すこともできなくなる。
 - ➡ 友人と実際に会って行う貸し借りと違って、インターネットを使ったデータの交換はできない。
- 本やCDは、紙の束やアクリルの円盤を買ったわけではなく、媒体の中身の情報の価値を認めて買ったわけである。そのため、中身の情報を軽々しくインターネット上に流すことは許されない行為である。
- 音楽を販売しているWebサイトではDRMと呼ばれる著作権保護技術が、デジタル放送にはコピーワンスやダビング10という著作権保護技術が使われて守られている。興味があるならば、具体的な内容は自分で調べてみることである。
- 著作物を扱う場合、著作権を侵害していないかを自己チェックしてみることである。たとえば、CDの音楽データや歌詞、著作物を撮影したデータなどをインターネットに出していないかどうかをチェックしてみることである。
 - ➡ 大勢で知恵を集めて作る共同の著作物もインターネット上にはある。リレー小説やリレー作曲、百科事典なども作られている。これらの作品をインターネット上に流すには、著作権を正しく適用しているかをチェックする必要がある。

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「高校生のための著作権教材」

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/koukousoft/index.html>

(社)著作権情報センター「デジタル・ネットワーク社会と著作権」

<http://www.cric.or.jp/qa/multimedia/multi.html>

文化庁「著作権なるほど質問箱」(著作権Q&A インターネット)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/reference.asp>

高校生のための著作権教材			
題名	手動型	自動型	ダウンロード型
1 買った物はすのこめ?	○	○	○
2 ホームページは誰のもの?	○	○	○
3 アニメのキャラを盗みたい	○	○	○
4 許可を得なくてもいい?	○	○	○
5 無料でも公開しないよ	○	○	○
6 著作権を侵害されたら	○	○	○
7 あの曲も盗みたいよ	○	○	○
8 引用するのはどんなこと?	○	○	○
9 無料なら配ってもいいの?	○	○	○
10 複製をばらまくらなよ	○	○	○
11 フリーでダウンロードできるよ	○	○	○
12 無料で読めるのはまずいよ	○	○	○
13 ファイル共有ソフトの悪用	○	○	○
14 夏の絵巻の著作権	○	○	○
15 テーマはOK、グラフはダメよ?	○	○	○
16 これは私の著作物なの?	○	○	○

CRIC Copyright Research and Information Center

デジタル・ネットワーク社会と著作権

最新の小説を手紙で取り返す。
● 無料で利用できます。● 印刷・複製してOK。
● 著作権フリーで取り返す。● 印刷・複製してOK。
● 著作権フリーで取り返す。● 印刷・複製してOK。

Q&A 質問をクリックするとアンサー画面に移ります。

Q1 今の社会はデジタル・ネットワーク社会といわれていますが、どのような意味でそのようにいわれているのでしょうか。また、どのような特徴も持っているのでしょうか。

Q2 ソフトウェアの製作を外部業者に委託した場合は、その著作権は誰が取得するのでしょうか。

Q3 複数の人が一緒にソフトを開発したとすると、その著作権は誰のものなのでしょうか。

Q4 会社の専有でソフトを開発しましたが、その著作権は誰のものなのでしょうか。

Q5 デジタル・ソフトを開発するためにコピーすることは許されるのでしょうか。

Q6 ブログラムの「アップロード」ボタンをたたくことは複製権の侵害となるのでしょうか。

Q7 公共図書館で利用者のためにCDやCD-ROMなどの資料をコピーすることは許されるのでしょうか。

著作権なるほど質問箱

著作権Q&A

キーワード「インターネット」の検索結果(20件)

入力された検索ワードを含む、もしくは関連性があると思われるQ&Aが以下の通りです。

私の作品が外国のサイトから勝手にインターネット送信されていますが、自分の権利を守るためにどうしたらいいでしょうか。

インターネット上の「アイデア」は、著作権の対象外です。著作権法上、著作権保護の対象として保護されません。

映画をインターネット上にアップロードする場合は、実演家の権利はどのように守らなければならないのでしょうか。

ある学校の生徒ですが、学校のパソコンを勝手にインターネットからソフトをダウンロードして、自分のパソコンにインストールして使っています。これは著作権の侵害になりますか。

ある学校の生徒ですが、自宅学習の際の参考資料にするため、学校のパソコンを勝手にインターネットから記事やソフトをダウンロードしようとしています。著作権の侵害になりますか。